

大分大学医学部附属病院社会保険委員会細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-33

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、保険診療の適正化と円滑な運営を図るため、大分大学医学部附属病院社会保険委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保険診療方針についての改善に関すること。
- (2) 社会保険等診療報酬明細書の予備審査に関すること。
- (3) その他保険診療の取扱いに関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 本学の職員であって、社会保険診療報酬支払基金大分支部の社会保険診療報酬請求審査会の委員となっているもの又は大分県国民健康保険団体連合会の国民健康保険診療報酬審査会の委員となっているもの
- (2) 各診療科等の医局長又はその代理の者
- (3) 医事課長
- (4) その他委員長が必要と認める者

2 前項第2号及び第4号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項第1号の委員の中から、病院長が指名する者をもって充てる。

2 委員長及び副委員長の任期は、それぞれ2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員会を招集し、開催することができる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理の者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が、必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第3号及び第5号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院社会保険委員会規程（平成16年医学部規程4－12号）は、廃止する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4－4号）

この細則は、平成26年5月1日から施行する。